

2011年4月1日

国立大学法人三重大学
理事（事務局長） 坂口 力 殿

三重大学教職員組合
中央執行委員長 後藤 洋子

平成23年3月2日付「【事務連絡】統一地方選挙における
国家公務員の服務規律の確保について（通知）」に係る質問・申し入れ

去る平成23年3月2日（水）坂口理事名にて「【事務連絡】統一地方選挙における国家公務員の服務規律の確保について（通知）」なる標題のメールが送信され、以降、各部署の教職員宛てに転送されて参りました。本メールについて、そもそも国立大学法人の教職員に国家公務員法102条は適用されないが、それにも拘わらず（参考までにとの断りがあるとはいえ）こうした通知がなされれば、教職員の中に、何らかの圧力を感じ、萎縮し、政治的な活動を断念する者も生じかねないのであり、したがってかかる通知は、基本的人権である参政権および表現の自由を侵害する行為にさえ該当する可能性があるとして、これを問題視する声の一部教職員より寄せられました。このような問題提起を踏まえ、我々三重大学教職員組合中央執行委員会は、以下のように質問ならびに申し入れをさせていただきます。ご返答は書面にて頂戴できれば幸甚です。

記

1. 今回、全教職員に対して上記通知が徹底された経緯についてご説明ください。
2. 上記のメールには「なお、国立大学法人等の役職員には教育基本法第14条第2項及び公職選挙法第137条の規定は適用されていることについてご留意願います。」との文面も見受けられました。坂口理事をはじめ総務部職員チームの皆様が、本来、役職員等該当者のみに通知する心づもりであったにも拘わらず、何らかの手違いで全教職員宛に上記メールが送信されたのであれば、関係者にその旨通知して頂くとともに今後、同様の事態が繰り返されないよう申し入れます。

以上